

四日市市なや学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第69号

四日市市なや学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市なや学習センター条例施行規則（平成17年四日市市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 第1項の申請の受付は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。ただし、会議室及び音楽室の利用者が営利事業を営む団体又は個人である場合は、使用日の属する月の初日前1月から受け付けるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 第1項の申請の受付は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。ただし、会議室及び音楽室の利用者が営利事業を営む団体又は個人である場合<u>及び工学演習室をコンピューター講習以外の目的に使用する場合は</u>、使用日の属する月の初日前1月から受け付けるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第15条 利用者及びセンターに入場する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第15条 利用者及びセンターに入場する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 工学演習室のコンピューター機器を使用するときは、その使用基準に従うこと。</u></p>

(5) (略)

(6) (略)

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第11条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

四日市市長

指定管理者 所在地
 名 称
 代表者氏名
 電 話

四日市市なや学習センター条例第7条第2項の規定により、次のとおり四日市市なや学習センターの利用料金の承認を申請します。

1 施設の利用料金

区 分		利 用 料 金 (円)				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間につき
受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合	会 議 室					
	音 楽 室					
営利事業を営む団体又は個人である場合	会 議 室					
	音 楽 室					
上記以外の場合	会 議 室					
	音 楽 室					

2 附属設備の利用料金

種 別	単 位	利用料金 (円)
貸ロッカー	1回1月	
印刷機マスター	1回	
印刷機インク	1回 (500枚以内)	
コピー機	1枚	

第11号様式を次のように改める。

第 11 号様式（第 14 条関係）

取 消 料 承 認 申 請 書

年 月 日

四日市市長

指定管理者 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____
 電 話 _____

四日市市なや学習センター条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり四日市市なや学習センターの取消料の承認を申請します。

取消料

区 分		取 消 料 (円)				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時	午後 6 時から午後 10 時	午前 9 時から午後 10 時	1 時間につき
受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合	会 議 室					
	音 楽 室					
営利事業を営む団体又は個人である場合	会 議 室					
	音 楽 室					
上 記 以 外 の 場 合	会 議 室					
	音 楽 室					

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)